

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集日程

	4月29日 (水) 昭和の日	4月30日 (木)	5月1日 (金)	5月2日 (土)	5月3日 (日) 憲法記念日	5月4日 (月) みどりの日	5月5日 (火) こどもの日	5月6日 (水) 振替休日
もえるごみ	—	通常どおり	通常どおり	—	—	通常どおり	—	—
もえないごみ	—	—	—	—	—	—	—	—
危険ごみ	通常どおり	—	—	通常どおり	—	—	お休み	通常どおり
粗大ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—
資源ごみ	お休み	通常どおり	通常どおり	—	—	お休み	—	お休み

休みに伴う振替収集はありませんのでご協力ください。

お問い合わせ：環境安全課 環境保全係 TEL:098-945-5018

令和8年度から給食費を改定します

物価高騰の影響により昨年度も給食費の改定を行いました。現在においても食材価格等の高騰が続いていることから、栄養バランスの取れた学校給食の提供を維持するために、令和8年4月から給食費を改定することとなりました。

保護者の皆様におかれましては、子どもたちにとって大切な給食の維持について、ご理解ご協力をお願いします。

令和8年度の給食費は免除となります

給食費は改定となりますが、物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、国の交付金や県の補助金および町の支援により、令和8年度の給食費を下記のとおり全額免除します。

区分	現行	改訂後	8年度に納める給食費	備考
町立小学校	5,100円/月	6,100円/月	0円	全額免除
町立中学校	5,800円/月	7,100円/月	0円	全額免除

※令和9年度以降の給食費の取り扱いについては、改めてお伝えします。

お問い合わせ：学校給食共同調理場 TEL:098-945-4935
教育委員会教育総務課 TEL:098-945-3655

母子及び父子家庭等医療費助成の対象児童の年齢について

令和8年4月1日より対象児童の年齢が以下のとおり変更になります。

対象児童の年齢

令和8年3月31日まで(変更前)	令和8年4月1日から(変更後)
18歳に達した日に属する年度の3月末まで	①18歳に達した日に属する年度の3月末まで。 ②心身に一定の障害(特別児童扶養手当受給程度)のある児童において、18歳を過ぎて20歳に達した月末まで。

対象児童の年齢の拡大に伴い、母子及び父子家庭等の父母や養育者も対象児童の年齢到達日まで受給資格が拡大します。

お問い合わせ：子ども課 子育て支援係 TEL:098-945-5311(内線2703)

2026年4月号
NO.650

広報にしはら
PR Magazine Nishihara

編集・発行/西原町役場 西原町字与那城140-1
印刷/沖縄高速印刷株式会社
☎098-945-5011

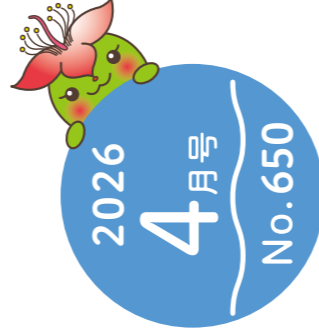
印刷/沖縄高速印刷株式会社
☎098-889-5513

UD FONT
画や文字はユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

文教のまちにしはら

広報にしはら

西原町



人口・世帯数
(令和8年2月28日現在)

総人口

35,454人

男性

17,914人

女性

17,540人

世帯数

16,149世帯



西原町
ホームページ



西原町LINE
公式アカウント



西原町公式
Xアカウント



NISHIHARA
TOWN
PR MAGAZINE
西原町



令和8年度 施政方針

はじめに

令和8年第2回西原町議会定例会が開催されるにあたり、町政運営の基本となる令和8年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、町政運営にあたって私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私にとりまして2期目の折り返しに向けた節目の施政方針となりますが、これまでに着手、推進した各種施策を着実に深化・発展させるとともに、掲げた公約の一層の実現に向け、引き続き全力で取り組んでいく決意であります。

私は、公約で掲げました

- 子供たちの未来のために！
- 明るいまちづくりのために！
- 平和実現のために！
- 確かな行財政運営のために！

を基本理念として町政運営を進めていきたいと考えております。

円安の進行や人手不足に伴うコスト上昇等から、依然として先の見えない物価高騰が続いており、町民生活にも大きな影響を及ぼしています。

今後も国・県の動向を注視しながら、町民の暮らしを守る取組を継続的に進めてまいります。

併せて、トップセールスで町民の先頭に立ち、“住んで良かったまち西原町”、また、町民協働の「文教のまち西原」の実現に向け、邁進してまいります。

そのことから、令和8年度は次のことを重点施策として位置づけ、取り組みます。



1 トップセールスによる財政健全化

私は就任当初から掲げている“トップセールス”により、引き続き西地区土地区画整理事業、道路事業等の早期完了に向けた財源確保や各種施策における支援の拡充等について、国や県への要請行動に取り組みます。

また、土地利用の見直しによる企業立地環境の確保や町内雇用の拡大を図り、新たな財源確保に努めます。

さらに、町内外の企業の皆様に西原町の応援団になって頂けるよう、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税等の拡充に向け、積極的に取り組みます。

2 町民の暮らしを守るために

食料品等の価格高騰が長期化するなど、町民の暮らしを取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況に対し、町民の経済的負担の軽減を図るとともに、地域内での消費を喚起し、地域経済の活性化につなげるため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域消費喚起型商品券の発行を実施します。

本事業を通じて、町民の日常生活を支えるとともに、町内事業者への波及効果を高め、町民と事業者、双方を支える取組を推進します。

3 学校給食費の無償化に向けて

長引く物価高騰は学校給食にも影響を与えており、栄養バランスの取れた学校給食の提供を維持していくためには、令和7年度に続き学校給食費の値上げを余儀なくされている状況にあります。一方で、子育て世帯にとっては、経済的負担が一層重くのしかかっており、その負担軽減にも引き続き取り組む必要があります。

令和8年度においては、国・県による支援と併せ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町立小中学校の学校給食費を無償化します。

4 誰もが生き生きと暮らせる社会の実現

人生100年時代に向けては、全ての人が安心して元気に暮らせる社会の実現に向けた取組が重要となっています。

健康増進の更なる推進を目的として、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の女性に対し、骨粗しょう症検診の助成を開始します。

また、若年がん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活ができるよう、在宅サービス利用料等の一部を助成する若年がん患者在宅療養支援事業を新たに実施します。

5 安心して産み育てられる環境づくり

少子高齢化の現在において、出産支援・子育て支援を推進していく取組が重要となっています。

子ども医療費助成制度について、入院・通院に係る費用の助成対象を高校生年代まで拡大する取組を進めます。

また、令和8年度から新たに始まる乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）を坂田保育所で開始し、保護者の就労に関わらず、生後6か月から満3歳未満児のこどもの健やかな育ちを支え、安心して産み育てられる環境づくりに努めます。

6 西原こども園の開園

幼稚園と保育園の機能を併せもった本町初の公立こども園、西原こども園が開園します。「質の高い教育・保育」の実践を行うモデル園を目指すとともに、新たに3歳児の受入れを開始し、待機児童の解消を図ります。

以上、町政運営の基本姿勢及び令和8年度の重点施策について申し上げますが、次に、まちづくり指針に沿って取り組む主要施策の概要及び執行体制と行財政の確立について申し上げます。

1 「平和で人間性豊かなまちづくり」について

(1) 平和事業の推進

戦争の歴史的教訓や悲惨さを風化させないため、6月の平和月間においては、戦没者追悼式や平和資料展、企画展を実施するとともに、関係団体と連携し、音楽イベント「平和の約束」を開催します。

また、戦争体験の実相を記録し後世へ伝え残すため、平和の語り部

アーカイブ映像保存・活用事業を実施します。

さらに、夕陽の広場へ建立された「月桃」歌碑等、町内にある様々な資源を活用し、次世代を担う子ども達をはじめ、町民の平和意識の一層の高揚と恒久平和の実現を目指します。

(2) 地域活性化事業の推進

活気に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を支援するとともに、青年連合会への支援を通じ、わかむんちゃー（若者）の想いを大切にした地域活性化を推進します。

(3) 差別・偏見のない社会の実現

多様な社会課題に対応し、一人一人が高い人権意識をもち、互いに認め合うまちづくりを目指すため、「第4次西原町男女共同参画計画」を推進します。

(4) 幼児教育・保育環境の充実

町立西原こども園をはじめ、これまでに移行した公私連携型認定こども園や私立認可保育園等及び小学校との連携強化を図り、町全体の幼児教育・保育環境の更なる充実に努めます。

また、令和9年度の西原東こども園の新園舎完成に向け、運営法人と連携し取り組みます。

(5) 誰一人取り残されない学びと心豊かなたくましいこどもの育成

児童生徒の学習用端末や教職員によるICT機器の活用を促進し、「個別最適化学び」や「協働的な学び」の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びを実現するため、学習効果の向上に取り組めます。

また、大学等との連携による授業支援、小中学校間の連携による共通実践などを通して、児童生徒の学力向上に取り組めます。

特別支援教育については、特別支援教育を担う教職員に対して専門的な指導・助言を行う特別支援教育アドバイザーを各学校へ新たに配置し、支援を必要とする児童生徒一人一人の自立と社会参加を見据えた適切な指導及び支援の充実を図ります。

いじめ、不登校の課題については、引き続き教育相談員による学校訪問相談や保護者相談を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図り、課題解決に努めます。

さらに、中学校に設置している校内自立支援室のほか、新たに「校外」自立支援室を設置して、不登校等の児童生徒の居場所と学習機会の提供に努めます。



就学援助については、物価高騰の影響を受ける保護者の経済的負担軽減を図るため、入学準備金等の支給額の引き上げを行います。

(6)教育環境の充実

GIGAスクール構想の更なる推進のため、年次的に実施している電子黒板の更新について、令和8年度は西原南小学校の更新に取り組みます。

学校施設については、令和3年度に策定した「西原町学校施設等長寿命化計画」の改定を行い、計画的な施設の長寿命化を図ります。

西原東小学校の建て替えについては、令和7年度に策定した「西原東小学校改築基本計画」に基づき、引き続き計画的な改築事業に取り組みます。

小学校の体育授業における水泳指導の民間委託については、児童の確かな泳力向上と教職員の業務負担軽減を図るため、令和8年度からその対象を町立4小学校に拡大します。

坂田小学校の過密化や西原南小学校の過疎化などの課題を解決するために行う指定通学区域の見直しについては、令和9年度の実施に向け、保護者等への周知に努めます。

(7)家庭、地域と連携・協働した教育活動の推進

未来を担う子どもたちの学びや成長を支える取組として、保護者や地域住民等が学校運営の当事者として参画するコミュニティ・スクールの推進と地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動の一体的推進に取り組みます。

また、部活動の地域展開については、現状と課題を整理し、関係機関と連携しながら持続可能な基盤づくりに努めます。

(8)青少年健全育成の推進

児童生徒の深夜徘徊や飲酒・喫煙・薬物乱用防止のほか、SNSの不適切な使用による犯罪等の防止に向けて、関係機関・団体と緊密な連携を図ります。

また、「西原町教育の日」において、他の模範となる善行少年等の表彰を行い、青少年の健全育成に努めます。

(9)生涯学習の振興

学びの機会の創出及び町民の学習意欲の向上を図るため、生涯学習フェスティバルを開催するとともに、各種社会教育関係団体の育成支援をはじめ、多様な生涯学習活動施策を推進します。

中央公民館においては、町民ニーズを踏まえた各種事業や講座などの充実を図り、生涯学習活動の機会及び情報を積極的に提供します。

町立図書館においては、「文教のまち西原」の知識の宝庫・情報拠点として、利用者の読書・学習活動を支援し、豊かな時間が過ごせる環境づくりに努めます。

(10)スポーツ・レクリエーション活動の推進

町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に応えるため、運動公園施設や学校施設を広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用を促進します。

また、関係機関・団体と連携を図り、町民の健康と体力づくりに取り組むとともに、各種競技大会やスポーツチームの合宿誘致を推進し、町民のスポーツに対する意識の高揚と、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

(11)文化事業の推進

伝統文化の保存・継承や文化財保護及びその活用を図るため、町内の文化財を案内できる歴史ガイドの育成に取り組むとともに、歴史ガイドを活用した地域散策事業「邑廻い」や「歴史講演会」、「歴史の道を歩く」事業を実施します。

国指定史跡内閣御殿については、本町が誇る歴史的・文化的資産として将来へと継承していくため、整備基本計画に基づき東江御殿の右牆整備を行います。

町民交流センターにおいては、文化・芸術活動の拠点として、主体的・創造的な文化活動を支援するとともに、民間や文化・芸術団体の活力を活かした様々な催し物を通して、町民が文化・芸術に触れる機会を創出します。

(12)国際交流事業の推進

海外移住者子弟研修生受入事業において、ブラジル連邦共和国からニシハランチュを受け入れ、移住国との友好親善及び国際交流思想の高揚を図ります。

また、移民の歴史や多文化共生についての発信に努めます。

2 「安全で環境にやさしいまちづくり」について

(1)交通安全施設の整備と安全教育の推進

交通安全施設の整備を図るとともに、関係機関・団体と連携して交通安全活動を展開し、交通安全思想の普及・浸透を進めつつ、交通事故防止に努めます。

また、子どもたちの安全な通学環境の確保に向け、グリーンベルト整備に取り組みます。

(2)消防・防災体制等の確立

災害等から町民の身体、生命及び財産を守るため、東部消防組合及びその他関係機関、自主防災組織との連携を進めるとともに、町行政防災無線システムの機能強化に取り組みます。

また、ハザードマップの更新を行うとともに、各種防災関連設備及び備蓄品の更新や保守管理を適正に実施します。

防災・安全・快適・景観の観点から、「無電柱化推進計画」に基づき事業化に向けて取り組みます。

防犯活動については、関係機関・団体と連携した地域安全活動、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進します。

(3)環境保全対策の推進

本町小那覇地区に建設が決定した新しいごみ焼却施設の新設に向けては、事業主体である南部広域行政組合と連携して取り組みます。

また、町リサイクルヤードにおいては、資源化物の分別処理作業を進め、ごみの減量化・再資源化に努めるとともに、民間との連携により循環型社会の構築に努めます。

不法投棄を未然に防ぐため、看板を設置するとともに、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。

墓地行政については、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図るとともに、地域環境と調和がとれるよう無秩序な開発の防止に努めます。

(4)水道事業の充実

地震に強い強靱な水道施設の整備を図るとともに、引き続き水道施設の整備拡充、老朽化が進行する施設の維持管理の強化に努めます。

また、西地区土地区画整理事業地区内等の配水管整備に取り組みます。

事業経営については、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道料金の改定に取り組みます。

(5)下水道事業の推進

汚水事業については、未普及地区解消のため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金も活用し、西地区土地区画整理事業地区内をはじめ、経営戦略に基づき計画的に整備を進めます。

また、接続率向上に向けて普及啓発に取り組むとともに、使用料の改定に向け取り組み、経営健全化に努めます。

3 「健康と福祉のまちづくり」について

(1)成人保健事業の推進

町民の健康づくりについては、「こしはら健康21（第3次）」に基づき、「健康寿命の延伸」、「早世の予防」を目指します。

また、特定健診及びがん検診等各検診の受診率向上を図るとともに、効果的な保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

高齢者に対する新型コロナワクチンについては、助成額を増額し、利用者の経済的負担軽減を図ります。

(2)医療保険事業の推進

国民健康保険については、マイナ保険証を基本とする仕組みにおいて資格登録及び資格確認書の発行を円滑に行います。

また、令和8年度の子ども・子育て支援金制度に係る税率改定について、国保加入者等への制度周知に努めます。

累積赤字については、令和8年度中の解消を目指します。

後期高齢者医療制度については、引き続き沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度運営に努めます。

(3)母子保健事業の推進

妊娠期から出産、子育て期に至るまで、個々の家庭に寄り添い、切れ目のない包括的な相談支援に努めます。

また、乳幼児健診のDX化に取り組むとともに、令和8年度から定期接種が予定されているRSウイルス母子免疫ワクチンの接種を推進します。

(4)児童福祉の推進

「第3期西原町子ども・子育て支援事業計画（ゆいまーるこしはらわらびプラン2025）」に基づき、児童福祉の充実に努めます。

保育の施策については、引き続き保育士確保等に向けた各種事業に取り組み、待機児童の解消を図ります。また、公私連携型認定こども園や認可保育園等と連携し、発達支援保育の充実に努めます。

児童健全育成については、各種子育て支援策を実施し、子育て世帯の負担軽減に努めるとともに、学童クラブの待機児童増加の状況に対応するため、放課後居場所緊急対策事業の実施に向けて取り組みます。

年々増加傾向にある児童虐待については、こども家庭センターと関係機関の連携を密にしながら切れ目のない支援に努め、虐待予防に取り組みます。



(5)地域福祉活動の推進

「第一次西原町地域福祉計画・第四次西原町地域福祉活動計画」に基づき、町社会福祉協議会などの関係機関と協働し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現に努めるとともに、次期計画の策定に向け取り組みます。

また、高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な方が速やかに避難できるよう地域の支援体制を構築するため、避難行動要支援者名簿の活用に取り組みます。

(6)高齢者福祉の推進

「高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2024）」に基づき、本町の实情に応じた地域包括ケアシステムの実現に努めるとともに、次期計画の策定に向け取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、いいあんべー共生事業における活動内容の充実を図るなど、介護予防事業の推進に努めます。

加齢性難聴機器購入助成事業については、助成額を増額し、利用者の経済的負担軽減を図ります。

(7)障がい者(児)の福祉の推進

「西原町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン2024）」に基づき、地域や西原町自立支援協議会、基幹支援相談センターなどの関係機関と連携し、障がい福祉の推進に努めるとともに、次期計画の策定に向け取り組みます。

4 「豊かで活力のあるまちづくり」について

(1)農林水産業の振興

ゆがふ製糖の老朽化に伴う建替えに向け、県や各市町村、関係団体と連携して取り組みます。

園芸作物については、生産農家の経営基盤の安定化のため、収益性の高い品目の栽培や品質の向上と安定出荷を推進するとともに、セグロウリミバエの蔓延防止のため、緊急防除に取り組みます。

畜産業については、関係機関と連携しながら飼育技術向上の支援を行い、生産性の向上に努めます。

今後の農業振興にあたっては、耕作放棄地や遊休地の解消や農地の集約・集積化に取り組むとともに、担い手の確保のため、新規就農者の育成に取り組みます。

水産業については、引き続き与那原・西原町漁業協同組合と連携し、漁業者の経営安定を図ります。

また、引き続き漁具倉庫の整備に対する支援を行い、漁業の振興に努めます。

(2)商工業の振興

町商工会と引き続き連携し、物価高騰の影響が続く地域経済の回復に向け、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用に努めます。

雇用については、町雇用サポートセンターによる相談体制を継続し、求職者一人一人に寄り添った支援を行います。また、町内企業の求人ニーズを掘り起こし、雇用創出に努めます。

(3)観光振興

町観光まちづくり協会と引き続き連携し、西原さわふじマルシェを拠点とした賑わいを創出し、本町のさらなる活性化を図ります。

また、大型MICE施設の供用開始を見据え、アフターMICE事業の展開による町内への観光需要誘引に向けた取組を検討するとともに、引き続き東海岸地域サンライズ推進協議会の構成町村と連携した広域的な取組を推進します。

(4)都市基盤施設の整備

町道整備事業については、東崎兼久線、兼久安室線、兼久仲伊保線、呉屋安室線などの道路整備に取り組みます。

災害防除対策事業については、引き続き棚原1号線の道路危険箇所対策に取り組みます。

橋梁老朽化対策事業については、桃原池田線、与那城2号線、小那覇・掛保久線、我謝与原線の橋梁長寿命化修繕に取り組みます。

西地区土地区画整理事業については、関係者の協力を得ながら着実な進捗に努めます。

また、国道329号西原バイパスの整備に伴い移転を余儀なくされる企業の移転先地確保のため、小那覇工業地区の工業用地の拡大に向け取り組みます。

さらに、小那覇地区、徳佐田地区、幸地地区においては関係地権者と共に事業化に向けて取り組み、土地区画整理組合の早期設立を目指します。

沖縄県が進める大型MICE施設建設事業については、関係機関と連携を深め、可能な限り早期の再入札公告が実施されるよう促進します。また、後背地にあたる小那覇地区について、今後のマリントウンMICEエリアとの連携を見据えながら、町の魅力を高めるため、観光商業地域としての都市基盤整備を検討します。

公園については、適切な維持管理と環境整備に努めます。また、照明設備のLED化を進め、省エネルギー化による維持管理費の縮減を図ります。

(5)公共交通の充実

西原町地域公共交通協議会において議論した本町の公共交通にお

ける課題を踏まえ、地域の実情に沿った地域公共交通計画を策定します。

また、新たな公共交通モード導入に向けた実証事業に取り組みます。

5 執行体制と行財政の確立

住民サービスの拠点となる役場においては、多様化・複雑化する住民ニーズや地方分権の進展に的確に対応するため、コンプライアンス体制の充実強化を図るとともに、明るく爽やかな住民サービスを提供できるよう職員の一層の資質向上と職場の活性化に取り組みます。

また、持続可能な行財政運営を維持するため、次の取組を推進します。

(1)持続可能な財政基盤の確立

安定した財政運営を行うためには、自主財源の確保が重要となります。

町税においては、適正で公正な課税、正確で迅速な収納管理に努めるとともに、インターネット上で口座振替申込手続きが行える環境を整え、利便性向上を図ります。

ふるさと納税については、執行体制の強化を図り、返礼品の拡充やPR活動に努め、さらなる寄附拡大を図るとともに、企業版ふるさと納税制度の活用による自主財源の確保に努めます。

(2)自治体DXの推進による行政サービスの向上

マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアにおける各種証明書発行の拡大やインターネットを活用した行政手続きの拡充により、町民の利便性向上を図るとともに、時代の潮流である働き方改革を推進するため、役場窓口の受付時間の短縮に取り組みます。

(3)民間活力の活用推進

多様化する官民連携手法を効果的に導入・活用することで効率的・経済的な事業執行が図れるよう努めます。

特に、老朽化が顕著な西原東小学校及び学校給食共同調理場の整備については、多様な官民連携手法の有用性を比較検討しながら、早期の事業化に向け取り組みます。

また、イルカ公園（東崎都市緑地）においては、魅力の向上と賑わい創出に向けて、Park-PFI制度の活用を検討します。

(4)町民参画によるまちづくりの推進

町民がまちづくりに興味を持ち、参加が促進されるよう、よりわかりやすい広報にしはらの紙面づくりに努めるとともに、ホームページ

やSNSを積極的に活用し、情報発信力の強化及び正確かつ迅速な情報の提供に努めます。

また、各種審議会、委員会などへの町民公募制度やメール、町民アイデア箱によるきめ細かな広聴活動を引き続き推進し、町民参画の機会を保障するとともに、各種団体との対話についても積極的に推進します。

さらに、重要な計画策定にあたっては、アンケート調査やワークショップなどを積極的に実施し、町民の意見が十分に反映された町政運営に努めます。

おわりに

令和8年度の各予算案については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成し、

(1)一般会計	16,755,000千円
(2)国民健康保険特別会計	4,073,857千円
(3)後期高齢者医療特別会計	531,522千円
(4)土地区画整理事業特別会計	717,113千円
(5)下水道事業会計	1,481,794千円
(6)水道事業会計	1,357,662千円

となっております。

以上、令和8年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げました。また、この他にも条例案等を上程しております。

議員各位及び町民の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

令和8年2月27日
西原町長 崎原盛秀



▲施政方針HP



2月12日 こどもたちの登下校の安全のために

町と小学校および浦添警察署で通学路合同点検を実施し、各小学校区内の登下校時の危険場所および標識等の確認を行いました。その中で、西原東小学校区内にあるファミリーマート西原小橋川店そばのスクールゾーン標識の文字が見えづらくなっていたことから、新しく作り替えて設置をしました。

製作者の提案で西原町観光キャラクターである「さわりん」を取り入れており、ご当地キャラを使用した標識は県内ではめずらしい事例です。

今後もこどもたちが安心して登下校できるよう合同点検を実施していきます。



(気をつけるりん)

2月15日 バスツアーで県内戦跡を巡る 戦争の悲惨さ平和の尊さを学ぶ

令和7年度西原町平和バスツアー「～沖縄戦における米軍上陸の地から侵攻ルートをとどる～」が開催され、11組24名が参加しました。

バスツアーでは県内の戦跡・資料館など5か所を訪れ、「ニシバル歴史の会」会員である瀬戸隆博さんのガイドにより、戦跡の説明と当時の戦争の様子が語られました。

参加した玉那覇歩夢さんは「このような機会を通じて戦跡・戦災地に自ら足を運び平和への意識を高め、正しい歴史を次の世代に繋げていきたい」、城間涼夏さんは「今、生きている私達が今後の未来のために、こども達のために平和な世界を繋げていきたい」と振り返りました。

巡回コース 砂辺馬場公園(北谷町)→嘉数高台公園(宜野湾市)→前田高地(浦添市)→一中健児の塔/一中戦没学徒資料室(那覇市)



2月17日 西原小学校で「ちゅらさんコンサート」を開催!

沖縄県警察音楽隊による「ちゅらさんコンサート」が西原小学校で開催されました。このコンサートは、音楽隊と各地域の警察署が連携し、音楽を通して地域のこどもたちの交通安全や防犯への意識を高めるとともに、警察官をより身近に感じてもらうことを目的としています。

当日は、指揮者の大城衝さん率いる音楽隊の迫力ある演奏が体育館いっぱいに響き渡りました。また、浦添警察署交通課の松原孝文さんによる講話も行われ、児童たちは音楽を楽しみながら自転車の安全な乗り方について学ぶ貴重な機会となりました。最後は、音楽隊と本校音楽部の演奏で校歌を斉唱し、会場は一体感に包まれました。



2月20日 日本損害保険協会から消防団車両が寄贈されました

東部消防組合消防本部構内において車両寄贈式が執り行われ、一般社団法人日本損害保険協会より『小型動力ポンプ付軽消防自動車』1台が寄贈されました。同協会による車両寄贈は、防災活動の一環として、地域における消防力の強化・拡充に貢献することを目的に全国の市区町村には昭和27年度より、離島には昭和57年度より行われています。

同消防組合は「寄贈いただいた車両を有効に活用し、地域住民の皆様の安全・安心の確保に向けて、より一層努めてまいります」と感謝の意を述べました。



2月22日 マラソンで心も体もリフレッシュ!

第6回西原町マラソンが西原町運動公園で開催され、2kmの部に142名、5kmの部に34名の計176名のランナーがエントリーしました。自己ベスト更新を狙うランナーや家族でジョギングを楽しむ方はそれぞれの目標に向かって爽やかな汗を流しました。

競技終了後のお楽しみ抽選会では、1月にサッカーキャンプを行ったヴィッセル神戸のチームグッズが贈呈され、会場は大いに盛り上がりました。また、沖縄ヤクルト(株)から飲み物、JAおきなわ西原支店から黒糖の提供があり、完走したランナーたちの心と体を癒やしました。



2月24日 令和7年度沖縄県統計功績者表彰受賞者の紹介

1月26日に行われた令和7年度沖縄県統計功績者表彰伝達式において、新里慶子さんが総務大臣表彰を受賞されました。また、同伝達式で、仲宗根武則さんが農林水産大臣賞を受賞されました。統計功績者表彰は、統計局が実施する統計調査に関して、通算10年以上調査員として従事いただいた方の中から、その成績が優秀かつ他の模範となる調査員に対して行われます。

新里さんは「私が統計調査員を続けられているのは、地域の皆様に優しく対応いただいているからです」と話しました。



2月25日 西原町立学校通学区域の見直しについて

この度、西原町立学校通学区域等審議会で検討してきた通学区域の見直しの答申書がまとめられ、同審議会の松田庄一郎会長から新島教育長へ答申が行われました。

町教育委員会では答申の内容を尊重し、通学区域の見直しを実施していきます。なお、答申書および審議内容につきましては、右記QRコードからご確認ください。



▲西原町HP



2月25日 児童の防犯・交通安全を願って新1年生へ寄贈

西原町立4小学校の新1年生に向けたランドセルカバー等贈呈式が町役場で行われました。今回の贈呈は、新入学児童が黄色いランドセルカバーや反射材付き巾着袋を身に装着し、運転手に注意を促すことにより、交通事故防止を図ることを目的としています。また、児童の防犯意識の高揚を図るため、「いかのおすし」クリアファイルも贈呈しました。

新島教育長は「地域の大人が一丸となってこどもの命を守るための意識づけに繋がるため、大変感謝している。新1年生が安全・安心な学校生活を送れるよう、活用していく」と述べました。

寄贈者		寄贈品(315名分)
西原町交通安全推進協議会	崎原盛秀会長	ランドセルカバー
浦添地区交通安全協会	多喜和彦	反射材付き巾着袋
浦添地区防犯協会	大宜見朝雄	「いかのおすし」クリアファイル・鉛筆



3月6日 令和7年度全国統一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

住民の火災予防意識の高揚を目的として、東部消防組合による第31回防火アピール駅伝が管内(西原町、与那原町、南風原町)で行われ、火災警報器の設置など火災予防の大切さをアピールしました。

すべての住宅で火災警報器の設置が義務付けられていますので、今一度ご自宅をご確認ください。火災警報器は、万が一の火災発生時に早期に警告を発し、命を守るために非常に重要です。

出発前の開会式で与座正治団長が「住民の皆さんの防火意識を高めるとともに、団員の体力増進や職員・団員間の親睦を図りましょう」と激励し、参加者は地域住民へ防火を呼びかけました。



3月7日 ゆいレールについて家族で学ぼう!

西原町まちづくり推進協議会主催の「第2回ゆいレールファミリーイベント」が開催され、25組60名が参加しました。

ゆいレールの貸切乗車体験や乗り方教室、西原町・ゆいレールに関するクイズ大会、さらには車両基地見学などが行われ、公共交通・ゆいレールへの興味をより一層深めました。

参加した許田陽太さん(西原南小学校5年)は「モノレールについて色々なことを学べた。自分の質問だけではなく、ほかの人の質問や意見に納得することができた」、仲村直さん(坂田小学校4年)は「初めてゆいレールを洗車するところが見れて楽しかった。色々なことが学べたので友達に教えたい」と笑顔で話しました。



NPO法人 沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会、沖縄都市モノレール株式会社のご協力のもと開催されました▲

令和8年度 特別障害者手当等の支給額について

令和8年全国消費者物価指数の変動に伴い、令和8年度の特別障害者手当等の手当額が下記のとおり変更されます。

	変更前(令和7年4月～令和8年3月) 令和7年度(月額)	変更後(令和8年4月～) 令和8年度(月額)
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
経過的福祉手当	16,100円	16,560円

※2月、5月、8月、11月に、前月分までの3か月分が振り込まれます。※物価の変動に伴い、今後も手当額が変更になる可能性があります。
お問い合わせ：福祉課 障がい支援係 TEL：098-945-4791

令和8年度 高齢者肺炎球菌ワクチンと带状疱疹ワクチンの予防接種について

	高齢者肺炎球菌	带状疱疹ワクチン	带状疱疹ワクチン
ワクチンの種類	プレベナー20® ※1 (沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン)	乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
対象者	① 年度内に65歳になる方 ② 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方 (身体障害者手帳1級相当)	① 年度内に65歳になる方 ② 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(身体障害者手帳1級相当) ③ (経過措置対象者)年度内に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方 ※経過措置は令和11年度で終了となります。接種機会を逃さないようご注意ください。	
接種回数	1回	1回	2回
自己負担額	4,000円/回	4,000円/回	1回あたり11,000円×2回
接種期間	66歳の誕生日の前日まで	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
実施医療機関	決まり次第、個別通知または町ホームページ等でお知らせします。		
注意事項	・今までに肺炎球菌ワクチンの接種(自費含む)を受けたことのない方が対象です。	・定期接種の対象者が既に任意接種として乾燥組換え带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)を1回接種している場合、2回目の接種を定期接種として接種できません。 ・既に乾燥組換え带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)を接種した方は、乾燥弱毒生水痘ワクチン(生ワクチン)の接種はできません。 ・ワクチンの種類によって接種回数が異なります。助成が受けられる回数を超えて誤って接種してしまった場合の接種費用は全額自己負担(乾燥弱毒生水痘ワクチン約8,500円、乾燥組換え带状疱疹ワクチン約23,000円)となりますので、よく確認してから接種してください。	
接種に必要なもの	① 予診票 ※予防接種には、西原町が発行した予診票が必要です。 ② 本人確認ができるもの(マイナ保険証、資格確認書、運転免許証等) ③ 接種の記録ができるもの(健康手帳やお薬手帳) ・生活保護を受給されている方⇒「被保護証明書」を提示 ・対象者の②に該当する方⇒「身体障害者手帳」を提示		

※1 予防接種法の改正により、令和8年4月から定期接種で用いられるワクチンがより高い予防効果が期待できる「20価肺炎球菌ワクチン」へ変更になりました。ワクチンについての詳細は主治医へご確認ください。

接種は義務ではありませんが、対象者が接種を希望し指定医療機関で接種した場合、費用の一部を町が負担します。

予診票の発送について

令和8年度に対象となる方の予診票については、4月下旬の発送を予定しています。4月に予防接種を希望する方は、個別での予診票の発行が可能ですので健康保険課までお問い合わせください。

お問い合わせ：健康保険課 保健予防係 TEL：098-911-9163

令和8年度 集団健診のお知らせ【特定健診、胃・肺・大腸がん検診】

場所 西原町保健センター(西原町役場) 受付時間 午前8時～午前11時

自己負担額 特定健診：(40歳以上) 無料 (20代・30代) 1,500円
胃がん：(偶数年齢) 1,000円 肺がん：400円 大腸がん：600円
心電図：1,650円 (65歳以上国保加入者) 無料



▲詳しくはこちら

日程	対象行政区	〈電話予約〉	〈Web予約〉
		西原町役場 健康保険課 TEL：098-911-9163 午前9時～正午、午後1時～午後4時	西原町ホームページ (右上のQRコード参照) 24時間対応
予約受付期間			
5/21	木	森川、上原、嘉手苅、平園、与那城、桃原、小波津団地、県営西原団地	4/1(水)～4/20(月)
6/17	水	幸地、翁長、県営内間団地、西原ハイツ、安室、小波津、県営幸地高層住宅、県営坂田高層住宅	4/21(火)～5/22(金)
7/15	水	幸地ハイツ、徳佐田、坂田、津花波、小橋川、掛保久、兼久、我謝	5/25(月)～6/19(金)
8/21	金	棚原、千原、呉屋、西原台団地、内間、小那覇、美咲、池田	6/22(月)～7/24(金)

お問い合わせ：健康保険課 保健予防係 TEL：098-911-9163

1月29日/2月6日 初開催! 自主体操サークル交流会

健康づくりを目的に町内15地区で活動中の自主体操サークル交流会を初めて開催し、予想を上回る約100名の参加がありました。

交流会では、チューブを使った体操や栄養講話、試食会、各地区の活動紹介が行われ、参加者からは「これからも体操サークルを続けたい」「他の地区の活動も知れて良かった」「また集まりたいねー」という声が寄せられ、住民同士の繋がりを強め、健康づくりの重要性を再確認する素晴らしい機会となりました。

福祉課では、自主体操サークルの立ち上げを支援しています。ご希望の方は、お問い合わせください。

お問い合わせ：福祉課 介護支援係 TEL：098-945-4791



健康だより 4月2日から8日までは「発達障害啓発週間」です。

大人になって発達障害に気づいたら?

進学や社会人になってから、複雑な人間関係や社会生活のなかで、「苦手なこと」や「困ったこと」などを感じ、発達障害かも?と思う人もいます。生活や仕事で困難が続いて生きづらさを感じたり、ストレス状態から抑うつ的になったり、突発的にパニック状態になることもあります。ひとりで抱え込まず、まずは、専門の相談窓口や医療機関へ相談しましょう。

発達障害とは?

自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、脳機能の障がいでもどもの頃から症状が現れているものとされています。



相談窓口や支援機関

○医療機関の精神科や心療内科



○沖縄県発達障がい者(児)支援センターがじゅま〜(TEL：098-982-2113)



○南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ(TEL：098-871-3456)



お問い合わせ：福祉課 障がい支援係 TEL：098-945-4791

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額について

令和8年全国消費者物価指数の変動に伴い、令和8年4月分からの手当額が下記のとおり変更されます。

		変更前	変更後
		令和7年4月分～令和8年3月分	令和8年4月分～
児童扶養手当 (月額)	<第1子>全部支給	46,690円	48,050円
	一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
	<第2子以降の加算額>全部支給	11,030円	11,350円
	一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円

※令和6年11月1日から第3子加算額が引き上げられ、第2子加算額と同額になりました。

		変更前	変更後
		令和7年4月分～令和8年3月分	令和8年4月分～
特別児童扶養手当 (月額)	1級	56,800円	58,450円
	2級	37,830円	38,930円

お問い合わせ：こども課 子育て支援係 TEL:098-945-5311

認知症
カフェ

ゆんたく広場 にしまーる 4月のご案内

テーマ ゆんたく会

新年度を迎え新生活が始まりましたね!

少しずつ春の暖かさを感じられ、人によっては暑いと感じるかも!?

ゆんたく広場にしまーるも新年度最初の開催となります。カフェの年間計画などを確認しながらゆったり過ごしてみませんか?

お気軽にご参加ください!

参加
無料

■日時：4月8日(水) 午後2時～午後4時

■場所：いいあんべ一家 (中央公民館となり)

にしまーるの由来

認知症の方やそのご家族、地域の方々、専門家が相互に共有、理解しあえる場として、誰もが気軽に繋がれる場所。

「にしはら」と「ゆいまーる」を掛け合わせて作りました。

文化財コラム 天女の羽衣伝説

みなさんは、羽衣伝説が、西原にも伝わることを知っていますか。琉球王府が編さんした地誌『琉球国由来記』や歴史書『球陽』に「小波津村の男性が、畑の側にある泉に、烏帽子を置いて畑仕事をしていた。その泉に天女が舞い降り沐浴を始めたので、彼は天女の飛衣(羽衣)を隠し、天女と夫婦となり、二人のこどもが生まれた。娘が息子を抱いてあやしていたとき、飛衣が稲束の下にあると歌うのを聞いた母(天女)は飛衣を見つけ出し、それを着てこども二人を両脇に抱えて天に上った」という伝説があります。伝説の中で、烏帽子が置かれていたことからユブシガー(烏帽子井)と名付けられたこの泉(井戸)は、琉球王府時代に聞得大君や我謝ノ口等によって祭祀が行われていました。

羽衣伝説は、宜野湾の森の川がよく知られていますが、そちらでは結末が変わっていて、天女は子を置いて天に帰り、残された子が王(初代中山王である察度王)になったとされています。

なお、このユブシガーは現在も我謝の運玉森の麓で水をたたえています。もし、天女を見かけても、羽衣を取らないでくださいね。

参考文献：『西原町史 第二巻 資料編一 西原の文献資料』/西原町教育委員会 『西原町史 別巻 西原の民話』/西原町教育委員会 『宜野湾市史 第五巻 資料編四 民俗』/宜野湾市



▲ユブシガー

お問い合わせ：文化課 文化財係 TEL:098-944-4998

狂犬病予防注射は、飼い主の義務です!

飼い主は犬に年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください。

集合予防注射の日程 ※午前・午後とも、受付開始直後は混雑が予想されます。

	実施日	場所	受付時間
第1回	4月26日(日)	西原町役場玄関前	午前9時～正午 午後1時～午後4時
第2回	5月24日(日)	西原町民体育館	

※どの回で注射に来られても構いません。

予防注射に関する注意事項

- 当日は、**予防注射の案内ハガキを持参してください。**
- 登録時に交付した鑑札と、前回の注射済票を持参してください(首輪につけるなど)。紛失した場合は、会場で再交付の手続きをしてください。
- 犬を飼っている方は必ず登録を行い、飼い犬(生後91日以上)には年に1度の予防注射を受けさせてください。
- 飼い犬の登録をしていない方には案内ハガキが届きません。ご来場のうえ登録の手続きをしてください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)は不可です。
- 犬をしっかりと制御できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。他の犬に対して攻撃的な犬は、必ず口輪を着けてきてください。
- 糞尿を済ませてきてください。糞をした場合は飼い主の責任で処理し、持ち帰ってください。
- 1か月以内に他のワクチン接種を受けた犬、体調に不安がある場合、妊娠している場合は主治医の獣医師に相談してください。
- 予防接種後数日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 犬が死亡している、転出している場合は手続きが必要です。お問い合わせください。

料金 ※おつりのないようにご協力をお願いします。

●予防注射 3,500円(注射済票交付のみは550円) ●新規登録 3,000円(鑑札再交付は1,600円)

※令和8年3月2日以降に動物病院で予防注射を受けた場合は、注射済票交付のみとなります。病院で交付された証明書を持参してください。

予防注射は動物病院でも受けることができます!

下記の動物病院で予防注射を受けた場合には、注射済票の交付及び登録等の手続きを同時に行うことができます。4月から1カ所増え、ますます便利になりました。

病院名	住所	電話番号	病院名	住所	電話番号
杜ノ庭どうぶつ病院	西原町字翁長169-5	098-987-6632	ほんだ動物病院	与那原町字与那原3062-1F	098-944-2427
ぎのわん動物病院	中城村南上原417-1	098-942-3030	がじゅまる動物クリニック	与那原町東浜100-1ラベルダ101	098-943-2272
アイリスいぬとねこの病院	那覇市首里石嶺4-199-7サンシャイン石嶺1F	098-886-5059	ひろみ動物クリニック	与那原町字与那原3587	098-946-9311
あかね動物病院	那覇市首里平良町2-31	098-887-4488	さくらペットクリニック	南風原町与那覇507-1 1F	098-888-1525
くどう動物病院	南風原町字津嘉山1179-5	098-888-3514	BLUE REEF Animal Hospital	宜野湾市宇地泊1-4-7	098-963-8551

※診察料や受付時間等は各動物病院へお問い合わせください。

お問い合わせ：環境安全課 環境保全係 TEL:098-945-5018

日頃の感謝を込めて♡
外壁塗装・屋根防水工事
毎月先着**5名様**
高圧洗浄 無料

無料見積!!
無料相談!!

一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!

塗装・防水・外構
リフォーム工事の専門店!

感謝

CHURARA KOUBOU **ちゅらら工房**

外壁塗装・防水・外構工事の専門店!
TEL: 098-945-7170 西原町字兼久261-2

町税等の納付に、便利で確実な口座振替をオススメします！

口座振替対象金融機関

・沖縄県農業協同組合(JA) ・沖縄海邦銀行 ・ゆうちょ銀行 ・琉球銀行 ・沖縄県労働金庫 ・沖縄銀行 ・コザ信用金庫

必要なもの(金融機関窓口で申請時)

・通帳 ・通帳印鑑(銀行届出印) ・納税通知書 ・口座振替依頼書

※口座振替依頼書は町内の金融機関・西原町役場各課窓口にて配布しています。

必要なもの(西原町役場窓口で申請時)

・口座振替を希望する口座の
キャッシュカード(印鑑は不要です)

※各課窓口にて身分証明書の提示をお願いします。

注意事項

※口座振替日の前日までに振替口座の残高確認をお願いします。
※納付期限が過ぎている納期分の口座振替はできませんので
ご注意ください。



令和8年度 町税等納期限(口座振替日) 一覧表

種目	納期限(口座振替日)								
	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	第5期分	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分
町県民税	6月30日 (火)	8月31日 (月)	11月2日 (月)	2月1日 (月)					
固定資産税	4月30日 (木)	7月31日 (金)	12月25日 (金)	3月1日 (月)					
軽自動車税	6月1日 (月)								
後期高齢者 医療保険料 国民健康 保険料	納付書納期限 ⇒ 7月～翌年2月の毎月末日 口座振替日 ⇒ 7月～翌年2月の毎月25日 ※金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。								
介護保険料	納付書納期限 または 口座振替日 ⇒ 7月～翌年3月の毎月末日 ※金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。								

種目	納期限											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
保育所 保育料	4月20日 (月)	5月11日 (月)	6月10日 (水)	7月10日 (金)	8月10日 (月)	9月10日 (木)	10月13日 (火)	11月10日 (火)	12月10日 (木)	1月12日 (火)	2月10日 (水)	3月10日 (水)

種目	納期限・口座振替日											
	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
水道料金	4月20日 (月)	5月20日 (水)	6月22日 (月)	7月21日 (火)	8月20日 (木)	9月24日 (木)	10月20日 (火)	11月20日 (金)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	2月22日 (月)	3月23日 (火)
	2月分再振替	3月分再振替	4月分再振替	5月分再振替	6月分再振替	7月分再振替	8月分再振替	9月分再振替	10月分再振替	11月分再振替	12月分再振替	1月分再振替
	4月15日 (水)	5月15日 (金)	6月15日 (月)	7月15日 (水)	8月17日 (月)	9月15日 (火)	10月15日 (木)	11月16日 (月)	12月15日 (火)	1月15日 (金)	2月15日 (月)	3月15日 (月)

※介護保険料においては、残高不足等で引き落としができなかった場合は、末日に再振替となります。

西原町給水装置指定店(第278号)

- 水道管取替工事(水圧が弱い、サビ水が出る、漏水等)
- 貯水タンク清掃
- 水廻りリフォーム(トイレ、キッチン、浴室等)
- 給湯設備工事(石油ボイラー、エコキュート等)
- タイル工事(玄関、トイレ、浴室)
- 大工工事(床張替え、クロス貼替え)
- 塗装・防水・ひび割れ補修

お見積り
無料!!



サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2 TEL.882-9155
☎0120-882-916

スマホから簡単にどこでも・手軽にWeb口座振替受付サービスが始まります

Web口座振替受付サービスとは

- ・パソコン、スマートフォン、タブレット端末等からインターネットを利用して口座振替の申込みができるサービスです。
- ・役場や金融機関の窓口に出向く必要がなく、「口座振替依頼書」への記入や届出印も不要です。

納め忘れがなく
安心です。
申込はQRコードより!

申込み可能な金融機関

- ・沖縄銀行 ・沖縄県農業協同組合(JA)
- ・琉球銀行 ・沖縄海邦銀行 ・コザ信用金庫

用意するもの

- ・口座情報が分かるもの
(通帳・キャッシュカード等:個人の普通預金口座)
- ※法人・個人事業主は銀行で受付可否を判断しています。
- ・納税(納入)通知書または納付書
(科目により確認番号の入力が必要)

※上下水道料金はお客様番号がわかるもの(領収書、水道使用量のお知らせ等)

対象税目	お問い合わせ先
町県民税(住民税)	税務課 :098-945-4729
固定資産税	
軽自動車税	健康保険課 :098-911-9163
国民健康保険税	
後期高齢者医療保険料	こども課 :098-945-5311
保育料	
給食費	教育総務課 :098-945-5039
上下水道料金	上下水道課 :098-945-4934



詳しくは、ホームページよりご確認ください▲

国民年金保険料の免除・猶予をお忘れなく!

国民年金保険料の「産前産後期間」免除制度のご案内

出産前後、国民年金保険料の納付が免除される制度があります。この期間は「保険料を全額納めたもの」として将来の年金額に反映されます。

対象となる方

国民年金第1号被保険者(自営業・フリーランス・学生など)で、平成31年2月1日以降に出産された、または出産を控えている方
※妊娠85日以上の出産(死産・流産・早産を含む)が対象です。

免除される期間

- ・1人妊娠の場合: 出産予定月(または出産月)の前月から4か月間
- ・双子以上の場合: 出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月間

届出のタイミング 出産予定日の6か月前から手続きが可能です。 ※出産後さかのぼっての手続きも可能です。

手続きに必要なもの

1. 届書(西原町役場または年金事務所にあります)
2. 母子健康手帳(出産後の場合は不要です) ※代理人が手続きする場合は「委任状」が必要です。

国民年金の保険料の納付が困難な学生のみなさんへ

学生納付特例制度は、学生の方が保険料の納付が猶予される制度です。申請には、ご本人の前年所得目安が条件です。

所得の目安 128万円+(扶養親族数×38万円)で計算した額以下である場合。

対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年所得が基準以下または失業等の理由がある方。(学生納付特例対象校と検索することで自身が申請可能か調べることが可能です)

必要な書類

学生証または在学証明書
※代理人が申請する場合は、同世帯であれば代理人の身分証明書、別世帯であれば委任状が必要です。
※学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、年金額の計算には反映されません。10年以内であれば猶予を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

受付・お問い合わせ: 町民課 住民年金係 TEL:098-945-5012
浦添年金事務所 国民年金課 TEL:098-877-0343

愛のおくりもの

ホクセイプロダクツ株式会社 代表取締役 富田 昇太郎

使い道 西原町まち・ひと・しごと創生推進事業



▲会社HP

株式会社沖縄計測 代表取締役 玉城 幸人

使い道 西原町まち・ひと・しごと創生推進事業



▲贈品
防犯カメラ

▲会社HP

東洋コンクリート株式会社 代表取締役社長 伊集 朝章

寄附金額 500,000円

使い道 平和・教育・文化・スポーツ振興の充実に係る事業



▲会社HP



西原町へ貴重なご寄附をいただき、誠にありがとうございます。今後の事業に活用させていただきます。

オンデーズ
令和7年度 OWNDAYSによる小学生メガネ無償提供の実績について

西原町では、株式会社OWNDAYSと連携し、「小学生学業支援プロジェクト」と題し、令和7年度は西原町立小学校に在籍する児童を対象に「メガネ」の無償提供を行いました。

無償提供実績 無償提供人数:123人 (株式会社OWNDAYS サンエー西原シティ店にて)

この事業はこどもの視力低下が学習の遅れの要因となることを防止するべく、こどもの豊かな学習環境を整備することを目的としており、令和7年度は町立小学校123人の児童に対して眼鏡の無償提供がありました。

令和8年度も実施予定となっておりますので、今回無償提供を受けられなかった対象児童の方は、令和8年度に無償提供にて眼鏡を制作し、学習及び日常生活にご活用ください。

令和8年度の詳しい内容につきましては、確定しましたらホームページ等にて周知させていただきます。

※対象児童とは、町立の小学校で実施する視力検査においてC判定(視力が0.6~0.3)またはD判定(視力が0.3未満)と判定を受けた児童。

お問い合わせ:教育総務課 学務係 TEL:098-945-5039

そらうみ法律事務所
SORAUMI LAW OFFICE

相談料 30分 5,500円

西原ICから車で8分
サンエー経塚シティ
すぐ近く

離婚・相続・不動産・借金等、
お気軽にご相談ください

沖繩弁護士会所属
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・ボックス3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

「浦添 弁護士」で検索

エフォート
テニスクラブ
Okinawa

生徒募集中!

小学~中学生、一般 体験料 1,100円
沖縄初のピクセルボールスクール同時開校!

エフォートテニス

中城村南上原58-2
TEL 080-2489-8065

借地のてるまさ 貸すだけの土地活用

地主様 マンション用地として土地をお貸出し

前払地代+毎月の借地料をお支払い

照正組

●期間満了時には更地にしてお返しいたします。
●地主様は建築費などの借入れは不要です。

大家さん になるう

0120-083-276

お知らせで〜びる

令和8年度 就学援助のお知らせ

対象者 小中学校に就学している児童生徒の保護者

申請期間 4月7日(火)~5月31日(日)

申請方法

西原町教育委員会または各学校に申請してください。
※オンライン申請の場合は窓口への提出は不要です。

詳しくはHPにてご確認ください▶



お問い合わせ:西原町教育委員会
教育総務課 学務係 TEL:098-945-5039

農業者年金について

「20歳以上60歳未満で国民年金の第1号被保険者」または「60歳以上65歳未満で国民年金の任意加入者」で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

詳細は農業者年金のホームページをご覧ください。

詳細はこちら▶



お問い合わせ:西原町農業委員会 TEL:098-945-5281
JAおきなわ西原支店 TEL:098-945-5225

西原町カスタマーハラスメント等に対する基本方針

西原町では、カスタマーハラスメント等から職員を守り、行政サービスのさらなる向上を目指し、カスタマーハラスメント発生時に毅然とした態度で組織的に適切かつ迅速に対応できるように、西原町としての定義や対応例などを定めた「西原町カスタマーハラスメント等に対する基本方針」を策定しましたのでお知らせします。

お問い合わせ:総務課 職員係 TEL:098-945-5011

詳細はこちら▶



西原町民 無料招待DAY!

サッカーリーグ FC琉球の試合にご招待します。

日時 4月25日(土) 午後7時 キックオフ

場所 沖縄県総合運動公園陸上競技場

対戦



VS



FC琉球OKINAWA

大分トリニータ



お問い合わせ:

FC琉球公式ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

申込先はこちら▶

令和8年経済センサス-活動調査にご協力ください

経済センサス-活動調査は全国のすべての事業所・企業を対象になります。調査結果は国や地方公共団体の行政施策の立案や民間企業の経営計画の策定などに活用されています。支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所へは、4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ご回答をお願いします。インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に都道府県知事が任命する調査員がお伺いして紙の調査票を配布しますので、調査へのご協力をお願いします。

お問い合わせ:企画財政課 統計係 TEL:098-945-4533

詳細はこちら▶



医療法人
和み会

城間 医院

西原中学校向かい
電話:(098)945-4551

内科

胃・大腸カメラ
生活習慣病 など

心療内科

心の不調
睡眠障害 など



公民館サークル

見学無料!! ※月謝等の詳細は各サークルへ直接ご確認ください。

月 ・フォークダンス 午前10時～正午
・カラオケ 午後2時～午後4時

火 ・詩吟 午前10時～正午
・大正琴 午前10時～正午
・太極拳 午前10時～正午
・スマホ・タブレット 午後2時～午後4時
・ヨガ 午後2時～午後4時
・水彩画 午後2時～午後4時
・ヨガ 午後6時45分～午後8時45分

水 ・うちなー料理 午前9時～正午
・書道 午前10時～正午
・手話ダンス 午前11時～午後2時
・フラダンス 午後2時～午後3時30分
・生け花 午後2時～午後4時
・パソコン 午後6時45分～午後8時45分
・社交ダンス 午後8時～午後10時

木 ・遊び書き 午前10時～正午
・水彩画 午前10時～正午
・コーラス 午後1時～午後3時
・歌謡舞踊 午後1時30分～午後3時30分
・オカリナ 午後2時～午後4時
・日本舞踊 午後2時～午後4時
・フラダンス 午後8時～午後10時

金 ・大正琴 午前10時～正午
・コーラス 午前10時～正午
・韓国語 午後2時～午後4時
・ウクレレ 午後3時～午後4時
・社交ダンス 午後7時～午後9時

土 ・子ども三線 午前9時30分～午前11時
・キッズ英語 午前10時～午前11時
・三線 午前10時～正午
・英会話 午前10時～正午
・指笛 午後2時～午後4時
・ブレイキン 午後6時～午後9時



詩吟とは 独特の節回しをつけて、吟ずる日本の伝統芸能のひとつです。

- ♪ 歴史を学び、心豊かに、誤嚥性肺炎の予防に
- ♪ 古今の琉球漢詩に触れ、楽しみながら知識向上
- ♪ 腹式呼吸で健康維持・老化・認知予防
- ♪ 大きな声出してストレス解消

毎週火曜日・午前10時～正午まで
西原中央公民館内

公益社団法人・日本詩吟学院認可
沖縄海邦岳風会・会員
運玉吟友会
講師上席師範・名幸岳光(好光)

サークル会員募集!

お問い合わせ：西原町中央公民館 TEL：098-945-3657

図書館からのお知らせ

令和8(2026)年 4月

4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

が休館日です。

【閉館時間】
火～金(午前10時～午後7時)
土・日(午前10時～午後5時)

おすすめ本(図書館司書から)

- 一般** 「39歳、初就職。」 「マフィン型べんとう」 「物語のある花図鑑」
- 児童** 「ウサギのおやっさんのカレー屋さん」 「チリとチリりさくらのおはなし」 「ミリとふしぎなクスクスさん」
- 地域** 「西表島のいきもの図鑑1000種」 「松本嘉代子の沖縄の行事と食」 「山猫の棲む島」

おはなし会(おはなしのへや)

絵本や紙芝居等の読み聞かせを行います。
◎4月11日(土) 午前11時～午前11時30分(30分間)
◎4月26日(日) 午前11時～午前11時30分(30分間)

資料展(図書室)

こども読書週間「みつけよう!季節のくさばな」
◎4月17日(金)～5月20日(水)

展示会(エントランスホール)

「西原町障がい者地域活動支援センター 活動・作品展」 ～ あなたの時間をサポートします ～
◎4月2日(木)～4月30日(木) ※初日は午後3時から、最終日は午後3時までです。

お問い合わせ：西原町立図書館 TEL：098-944-4996




4月23日は
子ども読書の日

納期限 口座振替日について

種目	納期限・口座振替日
固定資産税(第1期)	4月30日(木)
保育所保育料(4月分)	4月20日(月)
上下水道料金	3月分：4月20日(月)
	2月分再振替：4月15日(水)

令和8年度 乳幼児健診について

詳しい日程および対象については、西原町のHPをご確認ください。
[詳細はこちら] 
お問い合わせ：こども課 母子保健係
TEL：098-945-5311


町内相談機関 ～悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください～

- 総合相談** 日常生活のあらゆる相談に乗ります。
※電話相談にも応じています。また、午後5時以降は留守番電話で受け付けます。
※予約優先 時間/午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
 - 月** なんでも相談…生活・仕事・対人関係・生き辛さを抱えている方やその家族などの悩みや困りごと何でも相談
 - 火** 障害福祉なんでも相談…障害福祉、発達障がいが気になる、メンタル面、その家族などが抱える悩み・困りごと何でも相談
 - 水** 法律相談…人権・財産・離婚問題など法的トラブルに関する相談(相談時間：午後1時～午後4時)
 - 木** 司法書士相談…不動産相続や贈与、借金問題、遺言や公正証書等の相談(相談時間：午後1時～午後4時)
 - 金** 消費生活・家庭相談…訪問販売、契約のトラブル、親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどのお悩み相談
- お問い合わせ 西原町社会福祉協議会
事前予約 TEL:098-945-3651 FAX:098-946-6777
- 教育相談** 不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。
相談日時 月～金曜 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
お問い合わせ 教育相談室(西原町中央公民館2階)
TEL:098-944-3603

- 行政相談** 国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談に応じます。
相談日時 個別に調整となります
相談員 新垣朝憲
お問い合わせ 行政苦情110番 TEL:0570-090-110
総務部総務課 TEL:098-945-5011
- 人権相談** 相談員 金城幸、慶田元順子、祖慶聖子、米城きよみ
お問い合わせ 那覇地方法務局 TEL:0570-003-110
総務部総務課 TEL:098-945-5011
- 高齢者の方の相談全般** 高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談に応じます。
相談日時 随時 ※事前にお電話でご予約をお願いします。
お問い合わせ 西原町地域包括支援センター TEL:098-882-0117
- 雇用相談** 就職に関するお悩みをひとりひとりにあったかたちでサポートし、お悩みを解決します。
相談日時 随時
お問い合わせ 西原町雇用サポートセンター(産業観光課内)
TEL:098-945-4540

相続 遺言

お悩みではありませんか?
～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
相続・遺言の初回相談は無料です!



司法書士法人 きゃん事務所
代表司法書士 喜屋 武 力
司法書士 親泊 千佳
司法書士 波 平 峻
与那原町字東浜 23 番地 2 営業時間 平日 9:00～17:30
(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 (要予約)

相続・遺言に関することならこちら → 「相続・遺言おきなわ.com」
http://souzokuigon-okinawa.com/

好きな新車にお得に乗れる!

ダイハツ タント Xグレード ¥14,000 (税込)
ボーナス払い50,000円×年2回 (現金300,000円)

沖縄トヨタ自動車 特約店!!

トヨタ ライズ Xグレード ¥18,000 (税込)
ボーナス払い60,000円×年2回 (現金300,000円)

サンエー西原シティむかい 西原町小那覇269番地
株式会社 西原自動車販売 TEL:098-945-4737